

「八尾市災害受援・応援計画」の策定について

1. 「八尾市災害受援・応援計画」の特徴

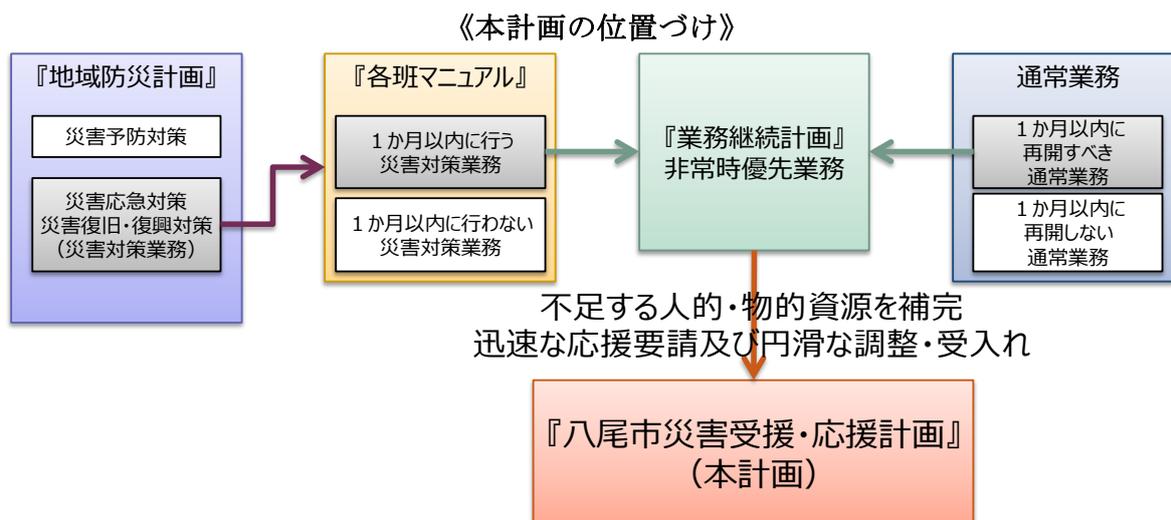
(1) 策定目的

過去の大規模災害では、人的受援において、地方公共団体間の役割分担が明確でなく、受援体制が十分に整備されていなかったことで多くの混乱が見られた。また、物的受援においても、情報共有が国・地方公共団体等で十分でなく、広域物資輸送拠点から先の避難所までのラストマイル輸送が混乱し、被災者に支援物資が円滑に届かない課題等も顕在化した。

このような状況を踏まえ、本計画は、本市が大規模災害で被災した場合に迅速な応援要請及び円滑な調整・受入れを行い、効果的に災害対策業務を遂行するうえで必要な資源の準備体制及び対応方針を定めるとともに、本市は被災せず、他自治体等で災害が発生した場合の本市職員の応援に係る基本的な対応を定めるものである。

(2) 位置づけ（八尾市地域防災計画等との関係）

本計画は、八尾市地域防災計画の下位計画であるとともに、八尾市業務継続計画<災害対策編>と連動したものと位置づけ、同計画に定められている非常時優先業務を実施する際に不足する人的・物的資源を補完するとともに、迅速な応援要請及び円滑な調整・受入れを実現するものである。



(3) 活用期間

本計画のうち「受援」については、八尾市災害対策本部が設置され、他都市又は他団体からの職員等の応援が必要と判断したときに活用し、「応援」については、中核市市長会又は協定締結被災自治体等からの応援要請があり、本市として応援派遣が可能と判断したときに活用する。なお、対象期間は、「受援」・「応援」とともに業務継続計画と同じ発災後1か月までを基本とする。

(4) 想定災害

本計画は、八尾市地域防災計画の中で最大規模の災害として想定されている生駒断層帯地震の発生を想定する。なお、生駒断層帯地震は、被害が最大規模なだけではなく、突発的に発生することから、その他の自然災害発生時等にも応用する。

2. 人的受援体制

(1) 本市職員の最大限の活用

八尾市業務継続計画<災害対策編>が発動する災害が発生した場合は、各班・各課において自班・自課の災害対策業務がなくても、即座に通常業務を再開するのではなく、全庁的な視点を踏まえ、他班・他課の非常時優先業務の実施に最大限協力することが必要である。それを踏まえたうえで、本市職員だけでは十分な災害対応ができない場合には、迅速に応援団体に応援要請を行う。

(2) 応援職員を受け入れる各班の体制

応援職員を受け入れる各班においては、応援職員に対する**指揮命令者**（管理職）及び**受援担当者**（課長補佐又は係長）を配置する。

(3) 応援要請及び受入れ

各応援団体に対する応援要請及び受入れは、**動員受援・職員管理班**又は**専門性を有する各班・各課**が行う。その人的受援パターンは4つあり、各応援団体に合わせ、適宜応援要請を行う。

《人的受援パターン》

①国・都道府県への 包括的な 応援要請及び他市町村等との 包括的な 災害時相互応援協定に基づく応援要請
②国・都道府県への 専門職種業務に係る 応援要請及び他市町村等との 専門職種業務に係る 災害時相互応援協定等に基づく応援要請
③防災協定に基づく 民間事業者等 への応援要請
④ ボランティア の受入れ

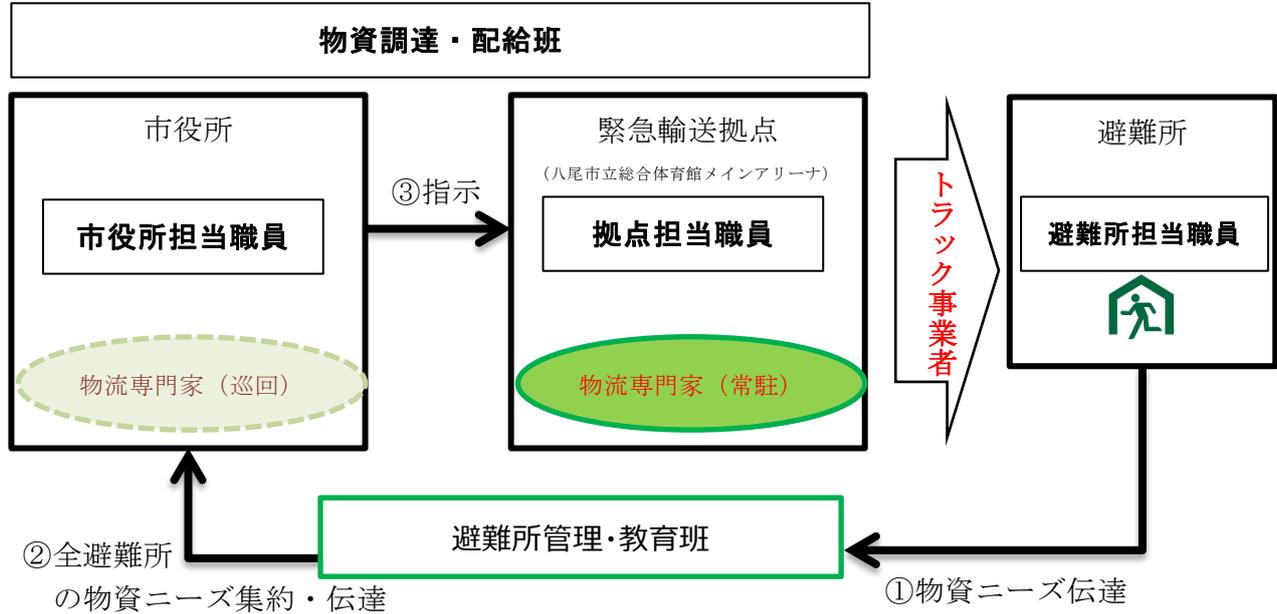
《人的受援メニュー》

応援団体	応援内容	人的受援パターン	八尾市災害対策本部の担当班	
指定行政機関	警察庁	警察災害派遣隊の派遣	①	動員受援・職員管理班
	自衛隊	災害派遣部隊の派遣	①	動員受援・職員管理班
	消防庁	緊急消防援助隊の派遣	②	救出・救助班
	総務省	災害マネジメント総括支援員の派遣	①	動員受援・職員管理班
	国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣	②	土木対策班
		応急危険度判定士の派遣	②	倒壊家屋・住宅対策班
	厚生労働省	災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣	②	保健所班
		災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣	②	保健所班
		災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣	②	保健所班
	環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の派遣	②	清掃・防疫班
文部科学省	学校の再開支援	②	避難所管理・教育班	
関西広域連合	関西広域応援・受援実施要綱に基づく広域連合構成団体からの応援	①	動員受援・職員管理班	
大阪府（其他都道府県）	都道府県間相互の応援協定	①	動員受援・職員管理班	
	府が協定を締結している民間企業等からの応援	①	動員受援・職員管理班	
	大阪府警察からの応援	①	動員受援・職員管理班	
	医療救護班の派遣	②	保健所班	
	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づく応援	②	土木対策班	
協定締結自治体等	本市と応援協定を締結している市町村からの応援	① ②	動員受援・職員管理班 各班	
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援	①	動員受援・職員管理班	
	全国市長会・全国町村会等の調整による応援	①	動員受援・職員管理班	
	中核市市長会の調整による応援	①	動員受援・職員管理班	
民間事業者	本市と応援協定を締結している民間企業等からの応援	③	各班	
	公益社団法人全国都市清掃会議からの応援	②	清掃・防疫班	
	公益社団法人日本水道協会からの応援	②	応急給水・上水道班	
ボランティア	各災害対応業務の支援	④	地域福祉班	

3. 物的受援体制

本市における物資の要請、受入れ及び供給は、物資調達・配給班が中心となっていく。物資調達・配給班は、物資の受入れの司令塔となる市役所と物資の輸送拠点となる緊急輸送拠点の両方に職員を配置し、受入れと供給を行う。

《物資の受入れ・供給体制》



物資の受入れは物資調達・配給班が行うが、さらに担当に分かれて対応する。

《物資調達・配給班の担当割（市役所）》

担当	役割
統括担当 (1名)	□物資調達・配給班の統括・指揮
要請受付担当 (2名)	□避難所管理・教育班から集約の伝達を受けた避難所等(在宅避難者含む)の物資ニーズの集約・整理
物資調整担当 (2名)	□物資ニーズをふまえ、避難所別の必要物資の種類・量の整理及び配分決定(配分計画の策定) □不足する物資の調達指示 □緊急輸送拠点への出荷指示
調達担当 (2名)	□調達指示をもとに調達物資の必要量の算出 □協定締結事業者への物資の供給要請 □応援都市等への物資の供給要請
車両手配担当 (2名)	□出荷指示をふまえ、民間事業者団体への輸送に必要な車両の提供を要請
出荷担当 (2名)	□緊急輸送拠点の在庫管理 □配分計画をふまえ、拠点担当職員に対して避難所への配送指示
物流専門家 (民間事業者)	(可能であれば常駐) □物資調達・配給班の業務全般に対する助言 □全体を鳥瞰しながら、物資の受入れ場所や受入れ時間の調整等に関する助言 □一時保管倉庫の必要性判断及び確保判断への助言

※担当の人数は目安であり、災害の規模及び必要な物資量に応じて柔軟に対応する。また、記載人数にはローテーション(交代)分の人数は含まれていない。

《物資調達・配給班の担当割（緊急輸送拠点）》

担当	役割
拠点担当 (拠点毎に2名)	<input type="checkbox"/> 緊急輸送拠点の総合管理 <input type="checkbox"/> 物資の授受確認 <input type="checkbox"/> 市役所との連絡及び調整 <input type="checkbox"/> 物流専門家との連携 <input type="checkbox"/> 検品
物流専門家 (民間事業者)	<input type="checkbox"/> 緊急輸送拠点の運営（荷卸し、仕分け、保管、積込み等） <input type="checkbox"/> 物資輸送計画の立案 <input type="checkbox"/> 拠点担当との連携

4. 受援力向上のための取組

八尾市業務継続計画<災害対策編>に記されている業務継続マネジメントの中で、本計画についても点検・見直しを行い、計画の実効性を高めていく。特に次の3点について重点的に行う。

- 受援シートの管理及び更新（各班構成課長が集まり手順確認、修正）
- 災害時相互応援協定等の実効性の確保（協定締結先に連絡、協定内容確認）
- 受援体制向上のための訓練（読み合わせ訓練、受援体制確認訓練、被災地派遣職員報告会、物資受入れ実動訓練）

5. 本市が実施する応援について

被災自治体からの応援要請があった場合、危機管理課が窓口となって人事課と調整をしながら応援職員を派遣する。また、相互応援協定締結自治体において震度6弱以上の地震が発生した場合又は台風等により大規模な被害発生が予測される場合、危機管理課の職員は当該自治体の被害情報等の収集を行い、下表を参考に被災自治体のニーズにあわせて応援職員派遣に係る準備を行う。なお、緊急消防援助隊、DMAT、DPAT、応急給水等の専門的な派遣を各部局が実施しようとする場合は、速やかに危機管理課に報告する。

《応援職員の派遣に係る概要》

	派遣応援要請元	
	包括的な 災害時相互応援協定締結市町村等	専門職種業務に係る 災害時相互応援協定締結市町村等
応援内容	本市と包括的な協定を締結している市町村等への応援	本市と専門職種業務に係る協定を締結している市町村等への応援
派遣決定権者	市長	事業管理者又は部局長
人選方法	庁内において希望者を募り、全体調整を行い派遣	協定締結を担当している部局内において人選を行い派遣
勤務条件	給与条例及び就業規則等により取り扱う	
経費精算	旅費条例及び旅費規程等により取り扱う	
求償について	災害救助法適用災害の場合は求償可能	